

第三十八回国会 衆議院 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第五号

昭和三十六年四月二十日(木曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 竹山祐太郎君

理事青木 正君 理事首藤 新八君

理事丹羽喬四郎君 理事早川 崇君

理事佐野 憲治君 理事島上善五郎君

金子 岩三君 薩摩 雄次君

高橋 英吉君 林 博君

米田 吉盛君 太田 一夫君

坂本 泰良君 戸叶 里子君

出席國務大臣

自治大臣 安井 謙君

出席府委員

警視總監 新井 裕君

警察庁刑事局長 竹内 壽平君

検事 松村 清之君

自治事務官 清之君

(選挙局長)

本日の会議に付した案件

選挙制度審議会設置法案(内閣提出 第二〇号)

○竹山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、選挙制度審議会設置法案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。島上善五郎君。

○島上委員 大臣にお伺いいたします。この前もお伺いいたしましたが、どうもはっきりしない点がありました。

ので、若干重複しますが、一つはつきりとお答えを願いたいと思います。

この審議会は、次の事項に關し、総理大臣の諮問に應じて調査審議する、こうなつて、一から四までの項目をあげてございます。その一項目は、いわゆる選挙制度の根本に關する事項であり、二項目は、各選挙区における議員と人口のアンバランスを直し、作成する問題であり、第三は、政治資金の制度に關する問題であり、第四は、選挙公明化運動の推進に關する事項、こういうふうになつてゐるわけですが、私も、かながね、現行選挙法には非常に不備な点があるわけで、改正しなければならぬと考えて検討して参り、特に昨年の総選挙を通じてその感を一そう強くしたのでございまして、実は昨日、社会党は、予定より数時間おくれましたが、これに關して政治資金規正法と公職選挙法の一部改正案の二つを出しました。政府は、一体、今選挙法を改正しようとするれば、根本問題と当面の問題とあると思ひますが、どういふ問題が一番緊急に必要であるかと考へるか、おそらく、實際の問題として、緊急に必要な問題から先に諮問し、答申を求めるといふことにならざるを得ないと思ひますが、どういふ問題が一番緊急に必要であるといふふうにお考へるか、その点をはっきりしていただきたいと思います。

○安井國務大臣 この審議会ではいろいろ御検討を願つた上で答申があるわけであり、その自主性は十分尊重するつもりではございしますが、政府といひましたは、さしあたっては来年度の参議院の選挙のこともございまして、いろいろの点から、当座のこの公明選挙に關する事項あるいは資金規正といったようなもので、もし不備があるならば、なるべくそういう面からの答申を早くしていただくというふうなことを期待してゐるわけでありま

○島上委員 そういたしますと、この法律案に四項目ございしますが、そのうちで、たとえば三号なら三号、四号なら四号、一号なら一号ということが当面緊急に必要と考へるから、その項目に關して答申を願ひたい、こういうふうな形で諮問されますか。

○安井國務大臣 諮問の形といたしましては、主として当面の緊急なもの、それから基本的なものとといふふうな大體の手順はつけるつもりでございします。ただ、それに対して、さらに具体的な答申を願ひするといふふうなつもりでおります。

○島上委員 私がこういうことを聞くのは、この前にも質問の際に申しましたが、この掲げてある四項目全般にわたるといふことになりますると、抽象的な答申はできるでしようけれども、総理大臣も、具体的にすぐ文化化できるといふ、具体的な答申を期待してゐるといふこととございしましたが、そうなりますと、この四項目全般にわたる具体的な答申を求めるといふことは、なかなかこれは大へなことな

です。そうすると、かねがねわれわれが心配してゐるうちに、この次の通常国会にも下手をすると間に合わぬ、来年度の参議院選挙は現行法のままでやられてしまふ、こういうことが私どもの最も心配するところなんです。私たちが今度の国会へ社会党案を出しましたゆゑんのものは、もうすでに参議院の事前運動が始まつてゐる、この事前運動について、弊害のある悪質と思われるものは、現行法を直ちに改正して規制し、取り締まりをしなければならぬ、こういうふうな考へてゐるから、少なくとも、そういうような事前運動の規制、取り締まりに關する項目だけでも今度の国会で改正すべきものである、こう考へてゐるから、われわれも出したわけでありまして。政府は、もし、今言ったように、来年度の参議院選挙に間に合わせるための改正を急いでしなければならぬといふ考へがあらますれば、この掲げた四項目のうちどの項目が緊急必要であるから、これについて答申を願ひたい、こういうふうな諮問するのが当然だと思ふのです。その点、明確でないといふことは、選挙法改正に対する政府の熱意のほどが疑われても仕方がないといふことになろうと思ふのです。實際問題として、この四項目ですね、ことしの暮れごろまでに、通常国会に政府は法案を出せるように、間に合うようにこの四項目について答申を求めるといふことは、しかも、具体的な答申を求めるといふことは、言うべくして不可能なことだと私は

どもは見ているのです。ですから、くどういふでせうけれども、どの項目について緊急必要だから答申をしてほしい、こういうような諮問の仕方をするかどうか、そういう仕方をするとしたら、第一には、どの項目について答申を求めるお考へであるか。

○安井國務大臣 先ほど申し上げましたように、この項目四つにつきまして、全面的に具体的な法案がすぐできる、法文化されるというふうな答申が、一どきに、非常に短期間にできるというふうには、正直申し上げて、私もなかなか期待できないと思つております。この点は、島上委員の御見解といたしますか、見通しとほぼ似たようなものを持つております。従ひまして、私も、しかし同時に、少しでも手順をつけて、具体的なものから答申があるようなことを期待もいたしてゐるわけでありまして、そういう点につきましては、今度の委員会に對しまして、政府の希望なりあるいは現下の状況なり、具体的な問題について、十分の話し合いを委員会の発足に際していたしまして、手順としてはそういうことに相なるであらうといふふうな考へております。ただ、具体的にそれじゃどういふ順序で、どれとどれをつきましては、内容の正式の諮問の仕方につきましては、もう少し検討したいと思ひます。

○島上委員 どうもまだあいまいな御返答なので、私も納得できかねるの

どもは見ているのです。ですから、くどういふでせうけれども、どの項目について緊急必要だから答申をしてほしい、こういうような諮問の仕方をするかどうか、そういう仕方をするとしたら、第一には、どの項目について答申を求めるお考へであるか。

○安井國務大臣 先ほど申し上げましたように、この項目四つにつきまして、全面的に具体的な法案がすぐできる、法文化されるというふうな答申が、一どきに、非常に短期間にできるというふうには、正直申し上げて、私もなかなか期待できないと思つております。この点は、島上委員の御見解といたしますか、見通しとほぼ似たようなものを持つております。従ひまして、私も、しかし同時に、少しでも手順をつけて、具体的なものから答申があるようなことを期待もいたしてゐるわけでありまして、そういう点につきましては、今度の委員会に對しまして、政府の希望なりあるいは現下の状況なり、具体的な問題について、十分の話し合いを委員会の発足に際していたしまして、手順としてはそういうことに相なるであらうといふふうな考へております。ただ、具体的にそれじゃどういふ順序で、どれとどれをつきましては、内容の正式の諮問の仕方につきましては、もう少し検討したいと思ひます。

○島上委員 どうもまだあいまいな御返答なので、私も納得できかねるの

どもは見ているのです。ですから、くどういふでせうけれども、どの項目について緊急必要だから答申をしてほしい、こういうような諮問の仕方をするかどうか、そういう仕方をするとしたら、第一には、どの項目について答申を求めるお考へであるか。

どもは見ているのです。ですから、くどういふでせうけれども、どの項目について緊急必要だから答申をしてほしい、こういうような諮問の仕方をするかどうか、そういう仕方をするとしたら、第一には、どの項目について答申を求めるお考へであるか。

○安井國務大臣 先ほど申し上げましたように、この項目四つにつきまして、全面的に具体的な法案がすぐできる、法文化されるというふうな答申が、一どきに、非常に短期間にできるというふうには、正直申し上げて、私もなかなか期待できないと思つております。この点は、島上委員の御見解といたしますか、見通しとほぼ似たようなものを持つております。従ひまして、私も、しかし同時に、少しでも手順をつけて、具体的なものから答申があるようなことを期待もいたしてゐるわけでありまして、そういう点につきましては、今度の委員会に對しまして、政府の希望なりあるいは現下の状況なり、具体的な問題について、十分の話し合いを委員会の発足に際していたしまして、手順としてはそういうことに相なるであらうといふふうな考へております。ただ、具体的にそれじゃどういふ順序で、どれとどれをつきましては、内容の正式の諮問の仕方につきましては、もう少し検討したいと思ひます。

○島上委員 どうもまだあいまいな御返答なので、私も納得できかねるの

どもは見ているのです。ですから、くどういふでせうけれども、どの項目について緊急必要だから答申をしてほしい、こういうような諮問の仕方をするかどうか、そういう仕方をするとしたら、第一には、どの項目について答申を求めるお考へであるか。

です。早い話が、私どもの見解によれば、この三号、四号はせがひでもこの次の通常国会にやらなければならぬ、できれば私どもは、三号、四号については今度の国会でやるべきだ、こういう見解を持っています。政府は、この審議会で体よく逃げるという見解を私どもも持っていますが、かりに今度の国会で審議会を作りましても、少なくとも、三号、四号については次の通常国会に法案を出せるように、大体このしううちに、十二月ごろまでに審議を求めるといふふうにしませんと、一月か二月に法案を出すという段取りにいかぬと思うのです。そういうふうにか考えています。いかがでしょうか。

○安井国務大臣 方向といたしましては、そういうふうにならぬけれども、ただ実現するように手順も踏むし、また、趣旨も十分納得していただきたいと思っております。

○島上委員 この四号の「選挙公明化運動の推進に関する重要事項」についてですが、これはどうも、これから受ける印象からすると、法律を改正するということではなくて、今選挙公明化運動とか公明選挙連盟とかでやっておるいわゆる公明化運動、その運動をこういうふうに進めたいというふうな趣旨で、私どもは、選挙を公明にするためには、公明化運動というふうな教育的な面、国民の政治的な啓蒙運動というふうな面も必要であることは、もちろん認めますけれども、同時に、反面においては、法律を改正する必要がある、かなり現行法の盲点と申しますか、不備な点を改正する必要がある、むしろ

その法律の改正にどちらかというところを置くべきもの、こう考えておられますが、この四号についてはどうのようにお考えでしょうか。

○安井国務大臣 四号につきましては、今お話しのような行政面と申しますか、実際の運動面についての各般の御意見を求めるということを中心として期待しておるわけでありまして、特にまた、法律上の制度の改正とか、いろいろなものがあるとはしますれば、第一号へもかかってくる、第一号のような趣旨で、制度の改正というふうなものも関連して、それは必要によつては考えられると思いますが、四号そのものは、主として行政面で特に効果のある、そういった方面の推進についての意見の答申を求めるというふうにか考えております。

○島上委員 そうしますと、やはり私が想像しておったように、四号は、主として公明化運動の運動面、行政面、啓蒙運動、そういう方面を考えておられるようですが、それも私は全然必要がないとは思いませんけれども、むしろ多数買収、供応、利害誘導、いわゆる一口に悪質違反といわれる方面の取り締まりを厳にする、盲点をふさぐということ、及び悪質事前運動に関する取り締まりを厳にするというところの方が、より大事ではないかと思うのです。それは、去年の選挙の実態にみても、それは一体、この項目からすると、どの項目に該当するのでしょうか。

○安井国務大臣 罰則の強化、あるいはそういった方法の規制といったような、法律を要する、あるいは制度上の改革を要するというようなものは、一の「公の選挙及び投票の制度に関する重要事項」の中に含まれておるものと考えます。むしろ、この四号の方から出てきまして、こういう点は直した方がいいじゃないかというふうな具体的な問題があれば、それはまたそれで、法律なり制度というふうなものに関連して、変え得るということも当然考えられるわけでありまして。

○島上委員 どうもこの四項目の表現から見まして、一番大事な、そして、いまいに表現して、ほかしておるという印象がしてならないのです。むしろ今言ったように、買収、供応、その他不正、腐敗の選挙運動を防止するための方法、こういうふうな表現すれば、こういう問題に対する強い国民の世論があるから、具体的な答申を求めるといふことだったら、私は、どういふ諸君が委員になるか知りませんが、比較的容易に具体的な答申ができるのではないかと思います。一号というふうなところと、今言った公の選挙というところと、今言った意味を含まれているというお答えで、これも、その下には、投票の制度という根本に関する問題がある。そうしますと、今私が言ったような悪質違反を防止するための措置は、制度の根本的改正と一緒にしなければできないもの、というお考えでしょうか。

○安井国務大臣 この一で言っておりますことは、選挙及び投票の法律制度に関するものについては、一つどういふ問題でも取り上げていただきたいという趣旨で、この一で大きくうたっているわけでありまして。しかし、諮問いたします場合には、ただばく然とやる

のではなくて、できるだけ具体的な条項をつけて、具体的な答申も求めるといふふうに進めたいと思っております。従いまして、今お話しのような問題も非常に重要だと思ひますし、そういう点については、できる限りすみやかに具体的な答申を求めるといふふうな方法を、この諮問の際には十分取り入れたと考えております。

○島上委員 ここへせっかく四項目を分けておるのですから、四項目を分けた意味は一体どういう意味なんですか。分ける以上は、今言ったような、当面どうしても緊急に措置しなければならぬと思われる項目は、はっきりと明確に打ち出してすることが、この審議会のなすべき仕事の性格もはつきりするのではないかと思います。一号のところへ、今言ったような不正、腐敗の選挙運動及び事前運動を防止するための改正を含ませているということ、は、制度の根本的な改正をしなければ、そういう不正、腐敗の事前運動及び選挙運動の防止もできない、選挙の根本の改正とこれは切り離せないものではないかと思ひます。そういうもの、の考え方をしている人もありますよ。今の制度では、ちつとぐらゐやってもだめなんだ、制度そのものを変えなければ、小選挙区制なり、比例代表制なり、西独のような混合方式なり、そういうふうにしななければ、今の不正、腐敗の選挙運動は今の制度に根ざしているものだから、今の制度を変えなければ、ちつとぐらゐ変えたってだめなんだ、こういうものの考え方をしている人もあるんですよ。政府がそういう考え方をしているかどうか。そういう考えで

ないとするならば、これは一つの項目の中にこういうふうな簡単に含ませるのではなくて、一応二つに区別すべきものではないかと思ひます。どういふふうな考えを持っておりますか。

○松村(清)政府委員 これは、先ほど大臣の方からお話ございましたように、おおよそ選挙に関する一切の法律あるいは制度を審議するのは一でやる、あるいは法律の観点から書いてあるわけでございまして、制度の根本的な改革を審議することが含まれておる、含まれていないということは別問題でございまして。今島上委員のおっしゃいましたように、公明選挙の見地から罰則の強化をはかるとか、あるいは事前運動の取り締まりをする、こういう現行法の改正も、もちろんこれに含まれるわけでございまして。ただ、三と四というふうな事項は、この一の選挙制度に関する事項に含まれるかどうか、法律解釈上疑問がございまして、三と四は、政党、政治資金の問題、選挙公明化運動の問題といふものを特にここに掲げたような次第でございまして。従つて、法律の改正、制度の問題は、一切この一でもって含まれていく、こういうことにお考えいただきたいと思ひます。

○島上委員 それでは、重ねて伺ひます。これはなるべく大臣にお答え願ひたいのですが、今言ったように、買収や供応や事前運動、そういうものは、もう今の制度につきもので、今の制度を変えなければ、そういうことは法律をちつとぐらゐ改正しても防止することは不可能だ、できないのだ、こういう考えを持っている人もあるんですよ。私は、それも一理あるとは思ひ

ますよ。全然理由なしとしないので

す。しかし、私は、今の制度の上において改正が必要であるし、改正すれば相当効果を上げることが出来る。去年の選挙の際に顕著に現われたようなああいう買収、供応、事前運動というようなものは、今の制度の上において改正すべきものであるし、改正すれば効果が上がる、こういう考えを持っています。政府は、今の制度を変えなければ、そういう弊害は取り除くことができないのだという考えを持っているのか、今の制度の上においてでも、法律を改正すればそのような弊害を取り除くことができる、そういう考えを持っていますのか。この一項目に制度の根本の問題と一緒にしているもの

の考えの底には、制度を変えなければできないのだ、制度を変えたと同時にやるのだというような考えが、ひそんでいるというふうに思われるのですよ。それはどっちなのか、はっきりししてもらいたい。

○安井國務大臣 これは、私は、たしか制度と関連してものを考えなければいかぬという御議論も、御指適の通り、あるのも承知しておりますが、そうでなければ何もやらないのだというふうには考えておりません。これはそれ以前の問題として、当面やるべきものがあるということになれば、それはそれで当然、その分だけでも取り上げていくというふうに考えております。

○島上委員 それでは、僕の質問は中断しておきます。

○竹山委員長 坂本泰良君。

○坂本委員 私の質問は、法務省の刑事局長も必要ですけれども、警察庁が見えておりますから、順序上警察庁の

方にお聞きしておきます。

それは、だいぶ前ですが、前回の当委員会において、大臣も見えられて、昨年十一月の選挙の選挙違反の問題ですが、前回の場合は、まだ次の統計その他のが出ていない、そういうようなところで終わっておるわけなんです。従って、その後の状況をお聞きしたい。特別にお聞きしたいのは、違反容疑の逃亡者の点について聞かしてもらいたい、こういうふうに思います。

○新井政府委員 この前お尋ねございました三カ月後の違反検査状況、数字でございまして、わかりにくいかもしれませんが、御報告を申し上げます。

○坂本委員 何か刷ったものはないのですか。

○新井政府委員 用意しておりませんが、あとでまたお配りしてもよろしくございします。

この前申し上げた一カ月後は三万一千でありましたが、三カ月後現在で締めたとところでは三万二千七百六十八名、内訳を申し上げますと、買収、利害誘導、これをまとめまして二万八千六百七十四名、自由妨害が二百十二名、戸別訪問が二千七百七十三名、文書図面の制限の違反が千九百五十九名、その他が六百五十八名、合わせて三万二千七百六十八名でございます。

件数につきましては、件数の取り方に、私の方の標準が若干違っておりますが、ございしますので、この前申し上げたのと差引がありまして、もう少し検討しなければならぬ点がございしますが、大体の数だけラウンド・ナンバーで申し上げますから、御承知願いたいと思っております。件数は、約一万七千件でございます。

います。その内訳は、買収、利害誘導が一万三千三百五十件、自由妨害が百八十件、戸別訪問が千九百件、それから文書図面の制限違反が千八百件、余りがその他となっております。締めますとあるいは数字が合わない点があるかもしれないんですが、件数につきましては、件数の取り方にも少し検討する点がございしますので、ラウンド・ナンバーで申し上げます。

それから、この前、三十五年の十一月の選挙で逃走している被疑者が何名おるかということで、最初に三十六名と申し上げましたが、その後三名逮捕いたしましたので、三十三名であります。なお、その後つかまらなかった者もおりますので、今計算しております。計算ができた次第申し上げますが、一応以上であります。

○坂本委員 すでに選挙後五カ月になるのですが、一月三十日現在警察庁調べ、これは朝日新聞に掲載になったと思うのですが、逃亡者の氏名——大体買収なんです、三十三名のうち三名しか逮捕されていない。あと逃亡しているのはだれだか、氏名はわかりませんか。

○新井政府委員 先ほど申し上げました数、今わかりましたのはつきり申し上げますが、四月二十日現在で、手配中でまだ逮捕していない者は二十九名でございます。ただいまその者の名前を持ち合わせておりません。

○坂本委員 そうしますと、二十九名の逃亡者についての捜査の進行状態はどうなっておりますか。

○新井政府委員 ただいま申し上げます二十九名は、全国に指名手配をいたしておりまして、先ほど申しました

ように、最初は約百名近い手配者がありましたうち、逮捕して現在二十九名に減っておりますが、残りの二十九名につきましても鋭意手配捜査中でございます。

○坂本委員 そうしますと、この二十九名の中にはすでに起訴の手続をとっている者があるかどうか、まだその手続をとっていないものかどうか、その点。

○新井政府委員 ちょっと私の方ではわかりかねるのでございますが、法務省で……

○坂本委員 それでは、その点は竹内刑事局長が見えてからにいたします。

逃亡者二十九名については、名前、それから違反の内容、そういう点については今すぐわかりませんか。

○新井政府委員 ただいま手元に資料がございません。

○坂本委員 その逃亡者については、これは時効の問題もほとんど切迫しておるのですが、ただ全国に指名手配しただけではいかに思うのです。検察庁との連絡においてどういうふうにやっておられるか、ただ全国指名手配というだけで終わっているか、その点をお聞きしたいと思います。

○新井政府委員 検察庁との連絡というお尋ねの趣旨は、おそらく、先ほど御質問のございました共犯者の起訴の手続によって時効を中断するというような意味の御質問かと思うのですが、もちろん、そういう点につきましては、検察庁と緊密な連絡をとりまして、相当幹部にある者で証拠の明らかなものについては、できるだけそういう措置をとってもらうように連絡をさせております。しかし、それがどのく

らい起訴されているかどうか、実は私も、その点まだ承知いたしておりません。

○坂本委員 刑事局長との関連で聞かないと先に進めないのですが……これは委員長に、逃亡者の点と、それからそのほかに、選挙違反について資料をお願いしたいと思うのです。ただいまの逃亡者の氏名、それからその違反の内容、いわゆる容疑の内容、容疑の内容については、買収についてはその金額、これについて検察庁から、次会の質問の資料になるように一つ資料を出していただくようにお願いしておきます。

それから、候補者に関する悪質の選挙違反がたくさんあると思う。買収、供応、これは各候補者の買収、供応の容疑内容、人数、それから選挙事務長と表面上の責任者、また、表面上の責任者でなくとも、実質上その選挙の主宰をした者、こういうものについては、特に氏名を掲示した資料をお願いしておきます。

法務省の方は来ておられませんが、法務省の方に対しては、逃亡者についてはもちろんであります、各候補者についての昨年十一月選挙における買収、供応、その選挙の責任者、並びに、実質上の責任者はその名前をあげまして、現在起訴不起訴の有無、こういうふうな、容疑の内容を含めました資料の提出を委員長から取り計らっていただきたい。

以上でございます。

○竹山委員長 ただいまの御要望については、出せるものと出せぬものとあるかもしれませんが、政府によく言うて、時間等は、お約束どうなるかわ

かりませんが、社会党の法案等もあり
ますから、できるだけ早く適当な機会
に出させるようにいたします。

○坂本委員 特にこれを早くお願いし
たいのは、ただいま審議されておしま
う法案も、やはり目的は、この買収
等、いわゆる悪質な違反をいかにして
防止して、公明な選挙をやらんとする
か、その他もありますが、やはりこ
れが基本になりまして、本質上の選挙
制度の問題までもやるべきじゃないだ
ろうか、こういうふうにも考えられて
おりますから、こういうふうな法案を
審議する以上は、昨年の総選挙におけ
る悪質選挙は徹底的に糾明をして、そ
の上に立つてやるべきである。前回池
田総理が見えまして、このよ
うな法案を出す前に、まず、現在起き
ておる選挙違反について、その処理を
した上で考へべきが順序じゃないか、
こういうふうな意見も私は申し上げて
おるわけであります。従いまして、こ
の問題は、この法案の審議中において
やはり明らかにいたしまして、そうし
て善処してやるのが、われわれ委員と
して国民にこたえる道ではないか、こ
ういうふうな考えから、そういう
点も十分考慮に入れて、至急資料の提
出をお願いし、さらに、氏名等ででき
ない場合は匿名でもやむを得ないと思
いますが、ただ捜査上の秘密であるか
ら資料が出せないというように、その
点を要望いたします。

〔委員長退席、青木委員長代理着
席〕

○島上委員 先ほど私が質問しました
のは、二号、三号、四号は、この表現
でもかなり具体的で、このまま諮問を

して答申を求めても容易に——容易に
ということとは、すぐにとり意味では
ありませんけれども、容易に答申でき
ると思うのです。たとえば二号につい
て言えば、これは選挙区の議員の定数
と選挙区における有権者のアンバラ
ンスを更正することです。去年の国
勢調査の数字も出ましたことだし、
これはもう数字的な基礎を調べて、そ
こから割り出して、区割りをする
かという点については問題点はある
にしても、諮問される事項につい
てはもうはつきりしておるわけです。

三号も四号も同様です。ところが、一
号は、今の御答弁によりまして、制度
の根本問題と、当面の悪質違反を防止
するための法的な改正とを一緒にして
おるといふことになる、これは非常
に広範にわたるわけです。そうして、
先ほど申しましたように、制度の根本
問題と一緒にし、この項目を、一号な
ら一号というものをこのままにして諮
問しますれば、答申する側では、当
然、制度の根本問題とあわせて検討す
るということになり、あわせて答申す
るということになると、非常に時間がか
かると、来年の参議院選挙にも下手
をすると間に合わないことにな
る。また、かりにあわせて答申があつ
て、制度の根本問題と一緒にした改正
案を次の国会に出されるということに
なりましたならば、国会の審議自体が
相当の時間を要することになる。かつ
てあつたように、その国会では結論が
出ないで、継続審議ということもあり
得ると思うのです。そこで、この制度
の根本の問題と当面の悪質違反を防止
するための選挙運動上の問題——選挙
運動上の問題といえ、今まで青木君

を中心とする自民党の委員会でも、わ
れわれの方でも、それから選挙制度調
査会でも、それぞれ各方面で検討し
て、公営をどの程度に拡大するか、金
のかからぬようにするにはどうしたら
いいか、悪質事前運動をどの程度に規
制すべきか、連座制をどうするか、こ
ういった数点にしぼれると思うので
す。もちろん、内容はかなり多岐にわ
たりますけれども、数点に尽きるので
す。そういう問題と切り離して諮問す
べきものだ。従つて、制度の根本問題
をここに掲げることに対しては疑義が
ある、あとでまた質問しますが、
掲げるとしまして、それは一号、二
号と項目を分けてすべきものではない
か。項目を一緒にしてやれば、どうし
たつて一緒に調査研究するということ
になるのです。今の御答弁ですと、制
度の根本問題も一緒にするような御答
弁ですけれども、この法律の項目に一
緒にしてある限りは、一号について答
申を求め、こういうような諮問の仕
方をしますれば、当然根本問題とから
めて調査検討する、そういう答申が出
てくる、そういう法案を出す、こうい
うことになるのではないかと思うので
す。今言ったような問題は、一号と二
号に分けてやるという考えはないか
どうか、法律ではこうなっているけれ
ども、実際の諮問の際には、分けて諮
問をするという扱いをするものか、そ
の点をもう少しはっきりしていただき
たい。

○安井国務大臣 先ほど申し上げた
と思いますが、この一、二、三、四
は、大綱的に見て、こういう事柄を諮
問事項にするのだということを網羅し
ておるわけでありまして、一項をこの

言葉のままで諮問するというふうには、
私どもは考えておりません。今御
指摘がありましたような条項に分け
て、より具体的な諮問の形をとるとい
うふうに心得ております。

○島上委員 二号の問題ですが、二号
は、私が先ほど言いましたように、各
選挙区における人口と議員数のアンバ
ランスを直すもの、こういうふうにし
れば解釈される。そうしますと、一号
には制度の根本に関するところがあるわ
けですが、二号を諮問する際には、現
行区制の上に立つたアンバランスの更
正、こういうふうな理解してよいもの
かどうか。

○安井国務大臣 その点は、二号で
「国会議員の選挙区及び各選挙区にお
いて選挙すべき議員の数を定める基準
及び具体案の作成に関する事項」とい
うふうになっておりまして、必要に応
じては区の変更ということも当然入つ
てくるというふうな考へております。

○島上委員 今のお答えの範囲で、必
要に応じては選挙区の変更もあり得る
ということとは、たとえば東京のある区
が、現在五名区が人口との関係で八名
になるという場合に、五名区が二つに
なる、そういう意味の変更なのか、そ
れとも選挙区制そのものを、たとえば
小選挙区制にするという意味の変更な
のか、私は、五名が七名になれば、七
名をそのままにしておく行き方と、三
名、四名区にするという行き方と二通
りあると思うのです。そういう意味の
区制の変更ならば、これは当然あり得
ることなんです、これは当然あり得
ることなんです、この中に小選挙区
制にするという意味の変更も含んでい
るかどうか。

○安井国務大臣 議員の定数を変更す
るといふ件を答申願います場合には、
そのまゝの区でいくか、あるいは今
おっしゃる通りに、五人あるいは六人
以上の区になったような場合に、それ
を分けるというふうな問題を伴つてく
るといふ場合もあり得る。それからま
た、全然別個の問題として、今の選挙
区自体のあり方というものの、これは
大きい意味では将来の検討の対象には
なる、こういうふうにならうと思
います。

○島上委員 私は先ほど来る質問し
て、投票の制度といふことは、かりに
小選挙区といふような問題があるとい
うれば、一号の方に含まれているのか二
号の方に含まれているのか、それを聞
いてはいます。

○安井国務大臣 この選挙区制度とい
う意味から申しますと、一方の関連
は十分あると思いますが、具体的に
は、特に島上委員が御指摘になります
ような根本的な意味の選挙区制度、
あるいは定数の制度というふうなもの
を二で特に取り出してうたつておる、
こういうふうな思ひます。

○島上委員 そうしますと、かりに小
選挙区制あるいは西独式の混合方式と
か、あるいは比例代表とかいうことに
なれば、そのことによつて、人口のア
ンバランスといふものは、そこでもう
一ぺんにアンバランスも何もなくなつ
ちゃうわけですね、新規になるわけ
ですから。そこでは当然人口に比例した
区ができるわけですね。そういう新規
に選挙区制そのものを変える場合をも
この中に含んでおるといふことになる
と、これは非常に大きな問題ですが、
私は、この二項目には、今のような解
釈をしいてすればできないこともない

けれども、すなわちこの二号を解釈すれば、現行の一名という例外は一つありましかねども、三名、五名区の中で人口に比例すると八名になる区がある、あるいは五名の中で逆に四名にする区ができる、こういうようなアンバランスの更正、現在の選挙法にも、直近に行われた国勢調査の結果によつて、更正するのを例とする。という、こういう法律がありますが、戦後一べんもやっておりますから、その更正するを例とするという趣旨に基づいて、現行三名ないし五名区の区制の上に立つたアンバランスの更正である、こうすなわち私は受け取っておるわけですが、そればかりではなく、小選挙区制にする場合も、比例代表制にする場合も、混合方式にする場合も含んでおる、こういうふうな受け取つてよろしいのですか。

○安井国務大臣 二号の全体の問題としては、そういうふうなものも含んでおるといふ解釈に相なるわけでありますが、しかし、この二号を、ばく然といたしますか、二号のまゝの通りで諮問するといふつもりはないのでありまして、今おっしゃる通りに、この定数の改正あるいはこれに伴つて必然的に生ずる区画の整理が必要であるかどうかという点も、もし答申を求めるとすれば諮問していくというふうな形で、この中をさらに具体的に分けて答申を求めるといふふうにならうと思ひます。

○島上委員 それでは、具体的に分ける際に、現行区制に、三名ないし五名区といふゆる中選挙区制のもとにおける極端なアンバランスが生じておるとは、もうつとに指摘されているところでありますが、これは区制の根本を変えようという問題とは別に、私どもは早急に、少なくともこの次の衆議院の選挙には改正すべきものだと思うのです。この前、解散直前の当委員会において、かなり与党、野党の間でこの問題については話し合いが進めましたが、選挙の直前であつたためにお流れになつた。そういういきさつもあるし、数字を見ますれば一目にして瞭然のように非常にアンバランスがひどい。ある学者は、都市の有権者は、清き一票ではなくて清き三分の一票だ、農村の極度に人口が減つたところと都市の極度に人口が増えたところは、まさに三分の一の権利しか都市の者は持つていない、農村は逆に三倍の権利を持つていゝと言つてゐる。こういう現象が現れてゐるのですから、私どもの考えは、この極端な国民の権利の不公平、アンバランスといふものを、早急に次の衆議院の選挙には間に合うように改正すべきものだ、それには、この改正もまた選挙の直前だと混乱を起こしますから、各党とも候補者を立てたり、調整したりといふ必要もありまして、混乱が起きますから、なるべく解散の直前ではなくて、選挙が済んであまり時間がたたない時期に改正すべきものだ、こう考へてゐるが、この点は、政府で考へておられるかどうか、伺ひたい。

○安井国務大臣 非常にごもつともと思ひます。また、前回の選挙制度調査会の答申につきましても、これはばく然といひますか、総括的ではございませうが、定数改正をやるべし、こういう答申もあつた際でございませうから、われわれとしましては、これは今、どういふ序列でどういふ文句でと言われますと、まだそこまで成案に至つていませんが、定数改正について特に緊急を要すると思ふからといふ趣旨の答申は、具体的に求めるつもりでおります。

○島上委員 それでは、一歩進めて伺ひますが、現行中選挙区のもとにおけるアンバランスの更正、是正は早急に必要がある、なるべくなら解散直前でない時期にする必要があるといふ私の意見と同じような御意見のようです。それから、そうしますと、小選挙区制については、政府はどういうふうにお考へになつてゐるのですか。

○安井国務大臣 小選挙区制につきましては、いろいろと議論がございませう。そういう議論は、十分今度の審議会でも各方面から御検討を願うというつもりで、今どうするといふ結論あるいはその方向を政府は持つていないわけでありませう。

○島上委員 諮問する際には、小選挙区制の問題も、アンバランスの更正の問題も、同時に諮問するお考へですか、それとも、私は、アンバランスの更正は緊急に次の選挙に必ずやるべきものだと思つておられますので、

〔青木委員長代理退席、委員長着席〕

私どもの意見を言わせてもらふならば、現行区制のもとにおけるアンバランスの更正の問題をひとまずきまりをつけるべきものだ、先に解決すべきものである、制度の根本改正はその後の問題である、いづれにしても、その後の問題である、こういうふうにお考へておられますが、そういうふうな処理されるかどうか、御意見を伺ひたい。

○安井国務大臣 従来の選挙制度調査会の答申等の精神も、十分私どもは組み入れて、さらにより具体的な答申を求めたい、こういう趣旨でおりますので、そういう点については御了解願ひと思ひます。ただ、技術的に、具体的に、これをどういふ形で、一緒にやるとかやらぬとかいふような問題につきましても、もう少し研究をさしていただきたいと思います。しかし、現状で、根本的なものもさることながら、それより直ちに間に合うものをより早くということとは、政府自身も期待もいたしますし、また、これは答申自体にもよると思ひますが、そういう点については、十分御趣旨のような点は顧慮して答申を求めように取り計らいたいと思つております。

○島上委員 私がこういうことを聞くのは、今までの選挙制度調査会は、御承知のように、小選挙区制についてかつて答申したことがある。今度はどういふ人々がメンバーになるか、これは全く未知数ですけれども、もし小選挙区制の考へを持つてゐる人を多数委員に委嘱いたしますれば、現行中選挙区制のもとにおいてアンバランスを更正しましても、かなり多数の選挙区について、選挙区の変更と申しますか、選挙区の議員定数の変更及び選挙区制の変更が組上にならねばならぬ、検討されなければならぬといふことになる。それならば、いっその機会に小選挙区制を一つやちまおう、こういう考へが必然的に出てくるのです。百尺竿頭一歩を進めて、小選挙区制の一つ区割りをやちまおう、こういうのが出てくると思ひます。そこで、政府は、区制の問題については二

段にして、この次に調査研究を願うことにするから、当面必要な現行区制における極度のアンバランスについての答申をひとまず出してもらいたい、こういうふうにしなせんと、これは出す方だつて、そういう諮問をしますれば、当面の区制のもとにおけるアンバランス正については案を作つて出すでしよう。そうでなくて、さっきの御答弁にもありましたように、これには区制そのものの変更の意味も広くは含んでゐるのだといふことで諮問をすれば、それでは小選挙区制の区割りを一つ検討しようといふことにならうかと、私は思ひますが、そういう点はどうでしょう。

○安井国務大臣 その定員の数の問題も、それから区制の問題も、一緒に御検討願ひたいといふふうな答申を求めるとも、むしろ政府としてはないのでありまして、むしろ具体的に分けまして、たとえば、現制度における定数の問題をどうするかといふことは、選挙制度調査会ではいろいろすでに総括的な結論も出ておる。しかし、全体の人員をどうするか、あるいは機械的な人口按分にするのはいかどうか、区割りをどうするかといふような問題も伴うかどうかといふたような形をとつて答申を求めます。また、しかし、それじゃ小選挙区の問題については一切議論をしてくれるなといふふうにするかといふと、それもいかぬと思ひます。が、そういう議論はまた別個のものとして、とにかくより早いものから、その判断によつて、できるだけ取り上げていけるものは早く取り上げていくようにしたい、こういうふうにお考へます。

○島上委員 どうもその場限り、きょう限りの答弁では困るのですよ。これはよほどはつきりしないと、現行区制のアンバランスの更正だつて、かなり広範な選挙区にわたりますよ。それはちゃんと二十万十五人の標準にして、まずではなかったようにもあらうしませんが、しかし、人口と議員の定数を二十万十五人と割り出して、そこから上はどのくらい、下はどのくらいということ、かりに上は二十五万、下は十五万としましても、十五万以下の区がかなりありますし、二十五万以上の区がかなりあるのですから、かなり広範にわたつて苦労していただかなければならぬと思うのです。そのとき小選挙区との関係をいまいちにおくと、こんなに広範にいじるならば、一つ小選挙区案を作つて答申しよう、こういうふうになると私は思うのです。少なくとも、なるおそれがあると思うのです。小選挙区の問題はまた別途検討してもらつたが、今は三名、五名区の中における極端なアンバランスの更正案について答申してほしい、そういうふうにはつきり出せば別ですよ。あいまにしますれば、小選挙区論者が相当多いのですから、おそらく今度も小選挙区論者は相当入ると思う。あいまにしておくと、小選挙区の区割りが答申されてきて、片方の「尊重しなければならぬ」という法律でもつて、政府及び与党のこれに関する方針がきまらないままに、妙なことになるつてしまふということになりはしないかと思うのですが、どうでしょう。

○安井国務大臣 この審議会ができません前に、今政府があまり憶測をいたしますことはどうかと存じますけれども、これは常識としてわれわれが考えておりますことをさくばらんに申し上げますと、小選挙区と申しますか、この純粋な区割りの問題というのは、重要な中でも非常に重要な問題であらうと思つます。その簡単に結論が出るものとは考えておりません。そこで、われわれとしましては、前回出ております選挙制度調査会等の御意見も、総合的なアンバランスの問題はぜひ早急に直せ、こういう趣旨でございまして、今までの経過としては、こういう趣旨がある、しかし、この趣旨に対しての具体的な問題としては、今の区を若干割るか、そのままいくか、あるいは機械的な按分にするか、選挙区の数をどうするかといったような問題も、多々疑問としてまだ残つておるので、こういう点については早急の御判断をお願いしたいというふうなことを十分織り込んだ答申は、一つやるつもりでございします。

○島上委員 だんだんはつきりしてきましたが、まだはつきりしないところがある。もつとも、これは単なる憶測じゃなくて、十分に根拠のあることなんでしょう。今大臣が答申されたように、現行区制の中においてもアンバランスを更正する問題はたくさんあります。四百六十七名を押えておくか、ふやすとすればどの程度にするかという問題も、当然出て参ります。減るところをなるべく少なくしようという政治的配慮も必要だと思つたのです。お前のところは、二十万十五人というのさして当てはめるとあまり少な過ぎる、十五万しかないから、十五万以下は全部一つ減らしてしまおう、こういうように

簡単にいえないでしょう。それから、二十五万以上のところを全部きちんと二十万十五人に当てはめて、それで算術的にふやしていくということもできない。そこに政治的考慮も多少加えて、総体の数をどれだけふやすかという問題と関連して、なかなかこれは苦勞の要るところだと思つます。そういうことはわかりますよ。そういうような答申を求めるだけでも、これはなかなか大へんです。しかし、それはぜひこの次の衆議院の総選挙までには間に合はして改正する。それもなるべく直前ではなしに、時間をある程度おかぬと、党の候補者の準備や調整で混乱を起しますから、そういうことも考へて、なるべく早くそういう答申を求めるという措置が必要だと私は思うのです。従つて、そのときには、小選挙区とか、そういう制度の問題は次の段階で調査検討を願うから、まず、前段としてこつちの方を答申してほしい、こういうふうにはつきりなさるつもりかどうか、もう一べん念を押しておきたいと思つます。

○安井国務大臣 これはちよつと答申の具体的なやり方になりますので、今にわかにそういう明確な御答申は差し控へざるを得ないかと思つますが、本審議会をお願いしております趣旨の大きなものの一つには、前回まで選挙制度調査会の結論があまりにも抽象的であつて、これは今申しましたように、定数の問題についても、結論だけはお出でありますが、具体的な内容に触れていない、あるいは連座制その他罰則強化の問題にしても、同様な問題がたくさんある、こういう状況に照らして、こういう点をよりコンクリートにしてもらふということが、一つの目的の大きなねらいでもあるわけでございます。島上委員の御質問なさつておりますような趣旨は、この答申を求める過程において、自然と生かされてくることになるというふうに存じております。

○島上委員 私はこういうふうな考へておりますがね。区制を根本的に変える問題、土俵を変える問題は、これはそう輕率には取り扱えない問題だと思ふ。というのは、かつて鳩山内閣の当時、小選挙区制を出したことがありますが、私の伺つてゐる範囲では、現在はこの制度の根本の改正については、自由民主党もその他の党も、抽象的な意見はあるようだけれども、具体的に小選挙区制にしよう、何制度にしようということ、国会へ出せる程度に固まつてはいないと思ふのです。政府は、その点に対して、たとえば小選挙区制にするとか、西独方式にしようとか、何にしようとかいう考へが、現在の時点において固まつてゐるかどうか。

○安井国務大臣 むろん全然固まつておりません。

○島上委員 そうだとすれば、政府の考へが固まつていない、自民党も固まつていない、まあ小選挙区論者の親玉もここにおりますけれども、党としては固まつていない。社会党もむろん小選挙区制に反対で、比例代表制という考へがあるけれども、比例代表制ではどの方式をとるかというほど具体的に固まつていない。そういう段階においては、言葉が適当かどうか知らぬが、各党とも白紙の状態において、こういう問題を全然第三者にまかしていいかどうかということ伺いた

○安井国務大臣 小選挙区の問題その他につきましても、いろいろと従来御議論もありませんし、また、これは非常に重要な問題でございまして、今度のこの広い層から求めた審議会におきまして、答申の趣旨は審議の対象として十分の御検討をいただく、あるいはそういう御議論の際には、議員からも入つていただくというふうなことで、十分今後の問題としては、御検討をいただくことはむろんやらなければならぬと思つます。

○島上委員 御検討いただくことをやらなければならぬとおつしやいます、その検討の結果は当然答申として出てきますね。そうして検討した結果答申が出てくれば、尊重しなければならぬ。しかるに、その諮問する当時あるいは答申が出てくるときでも、政府も与党も野党も態度はきまつていない、こういうときに一体それを尊重できましか。その他の事項についての尊重はわかれますが、この土俵をまざるきり変えようという問題を――第三者に議員も入るかもしれぬ、それは三十分の一か三十分の二入るかもしれぬけれども、いわば第三者ですよ。こういう土俵をまざるという問題は、議院制度の根本に触れる問題です、各党にとつても非常に大事な問題です。一番大事な問題だと言つてもよいと思ふ。この一番大事な問題が、党の態度もきまらないう、白紙のままに第三者にまかして、答申が出たら尊重するといふわけにいきましか。一体そういう不見識なことができませんか。

○安井国務大臣 今お話しのように、

これは非常に重要な問題でございますから、おそろく審議会としまして、拙速で軽率な結論を出して、こうだあだというものを政府なりに押しつけられるというようなことは、万々あるまいというのを私どもは確信いたしております。でありますから、十分御検討を願うにしまして、これが慎重に扱われるであろうということは、十分予見をいたしておるわけでありま

○島上委員 その予見が、私の予見とはだいぶ違ふのですがね。自民党の内部のことは、よそさんのことだから私はあまり言いませんけれども、これはもし憶測するならば、小選挙区制をやるという考えが池田総理の腹の中にあれば、党内はなかなか議論百出でまともな、こつちの方からひよつと出させてくれれば一番早いというので、小選挙区論者を多数委員にしておけば一番簡単ですよ。そして、尊重するのですから、この通り答申が出てきて尊重しなければならぬから、あまり言うなというて党内をおさめるには一番いい、そういう可能性は十分にありますよ。こういう土俵を要する問題は、政府なり、与党なり、野党なりが十分に話し合つて、腹がきまつたところで諮問するといふならわかりますよ。たとえば西独方式にするといつたつて、西独方式だつてそう単純なものじゃないです。西独方式を基本にして日本で採用するにはどうしたらいいか、そういう腹がきまつて——小選挙区制にするといつても、その小選挙区制も厳格な一名区にするか、例外として二名区、三名区を認めるかというやり方もあるわけですから、小選挙区なら小選

選挙区という腹がきまつて、諮問するといふならわかりますよ。そういう腹が、政府も、与党も、野党も全然きまつて、今のような全くきまつておりませんという時点において第三者にまかして、答申が出たら尊重しますといふわけにいきますか。私はいかないと思う。小選挙区が与党の中でもまともな腹、話し合ひをしてもなかなかまとまりそうもない。——小選挙区を早急にやつてしまおうという腹黒いものがある別ですよ。そうでないとするならば、与党、野党が話し合ひをし、政府の腹もきまつたところで方向を出して、答申を求めるというふうにするならわかります。全然腹も何もなしに、白紙の状態で、こういう根本問題を第三者の委員会にまかせるといふことは、できないのが政治常識だと私は思うのです。話し合ひの政治ということを強調しているのですから、こういう大事な問題について、話し合ひをしないはずはないと思う。どうでしよう、話し合ひもしないで、腹もきまつたに第三者に検討願つて、答申が出たらそれを尊重するというようになさる考へですが、どうですか。

○安井国務大臣 初めから小選挙区をねらいにして、審議会をうまく誘導して、何か結論を出してもらつておさめようという考へ方は政府には毛頭ございせん。ただ、小選挙区という問題も、世にあるいは議員間等におきましても非常に議論になつておる問題でございますから、これを十分御検討願うといふことは、審議会に対しても必要なことであらう、それは期待いたしております。従いまして、先ほ

ど申し上げましたように、根本的に最も重要な問題でありますので、これをただまかせて、さあ早く結論を出して下さい、その結論を政府は直ちに取上げて、一方的に法律案を作るといふ操作には、幾らこの審議会の答申を尊重するという建前にしてやりましても、そう機械的に、政府がまた作業するといふふうにも考へておらぬわけでありま。それは御趣旨のように、十分各般の事情をそんたくもいたし、また、慎重な態度をとりまして、この扱いについてはきめていくということに、そうせつかちに結論が出て、直ちに法文化されるというコースにこれが向くようには、私も考へておりました。

○島上委員 それでは、この制度の根本を要するといふ問題については、話し合ひの政治の精神を生かして、与党、野党の間ですもつて十分話し合ひをするといふような運び方をなさるつもりかどうか、諮問をする前に、そうなさるつもりかどうか、または答申が出たあつて、それを法案として国会に出すか出さぬかという際に話し合ひをなさるというふうには運ばれるかどうか。私は、この問題は、事前に十分に与党、野党が話し合ひをすべきものである、そして私も、この話し合ひに對しては、従来の行きがかりにこだわらずに、どういふ制度が一番いいかということについては十分に検討し、話し合ひもしたいと思つております。ただ、小選挙区制一本やり、比例代表制一本やりでは、話し合ひの余地も検討の余地も何もないわけですから、私ども、原則としては、基本的には比例代表制といふものを党の方針として

持つておりますが、比例代表制もいろいろな方式があるわけで、一通りや二通りじゃない、混合方式というふうなものも出てきておる際ですから、十分に話し合ひをする用意も持つております。この問題に関する限りは、私は、諮問する前に与党、野党で十分話し合ひをするといふのが、ほんとうの話し合ひの政治だと思ふのですが、そういうお考へがあるかどうか。

○安井国務大臣 いろいろ十分にお話し合ひをしていくといふことは、もう原則として尊重していきたいと思つております。ただ、それじゃ具体的な問題をどの程度に話し合ひをするか、あるいはどの問題についてどういふふうに話し合ひをするかといふことを、今ここでちよつと簡単に御答申もいたしかねますが、その精神に十分尊重していくつもりでおります。

○島上委員 大臣は極力抽象的に答弁しようとするが、私は具体的に質問しているのですよ、きわめて具体的に、簡明直截に大臣が答弁できなければ、池田さんに答弁してもらいたいのだから、簡単なことなんですから。この法案は、御承知のように、答申は尊重しなければならぬとなつてゐる。道義的な規定ではあるけれども、尊重しない場合には懲役何年に処するといふことではないのですから、尊重しない場合あるのだらうけれども、しかし、尊重しなければならぬといふことがある以上は、尊重するのが建前です。そこで、私ははっきりと聞いているのですよ。制度の根本を要するやうな問題は、与党、野党が十分に話し合ひをすべきものであるし、話し合ひによつて政府が腹をきめて、そうして諮問す

る、これならわかりますよ。与党、野党の話し合ひも全然しない、政府の腹もきまつないという状態の中で諮問する、もしくは諮問したくとも、この四項目掲げた事項については、みづから審議調査し、答申することができるとすから、みづから調査審議して総理大臣に意見を申し出ることができるとの意見の申し出も尊重するわけでしょう。これは大へんな問題ですよ。政府の腹もきまつない、与党、野党の話し合ひもしないという状態の中で、小選挙区制を答申されてきたら尊重しますか。これが問題ですよ。これは自民党だつて、そう簡単におさまらぬと思う。これは念を押しておかぬと、そう簡単に安心できないですよ。この法案に、尊重しなければならぬといふところがあるので、私たちも、賛成、反対は別として、もしかりにこの法律が通つて現存すれば、この法律の建前は認めます、肯定しますよ。そうすると、政府も、与党も、野党も、話し合ひもしない、何ら腹もきまつない、きこりと小選挙区制といふものが出てきて、それを尊重することができなかつたかといふことです。私はでさうなと思ふ。さつきから繰り返してゐるやうに、こういう土俵を根本から変える問題は、かりに野党との話し合ひがつかなくても、与党自民党の中のみまともだけはしなければならぬでしよう。そうして政府の腹をきめなければならぬでしよう。与党もまともでない、政府の腹もきまつないとき、ひよこりと出てきて、それを尊重することができまつか、どうでしようか。一体、そういう場合にも機械的に尊重しますか。

○安井国務大臣 私どもは、初めから小選挙区なら小選挙区へ持っていくための審議会というものを予想しておるのじゃございませんで、第三者とし

て、最も公平にして有識者の十分な御検討、御批判を願いたいということでありますので、場合によりましては、政府が腹をきめて答申をするという場合もありましょうし、また、政府が腹をきめる場合に、いろいろなそういう良識の御意見を、きめるための参考に一べんしてみるという場合もありましょうし、従いまして、ケースはいろいろあらうと思いますが、少なくとも選挙区制の問題に関するものは、選挙制度の中でも最重要な問題であることは、委員の皆さんも当然御承知でございます。十分その良識を期待いたしておりますので、せっかちにほんと結論を出して、さあ政府はこれをやれというような結論を押しつけられるというふうなことは相ならぬというふうな、私どもは確信しております。

○島上委員 相ならぬといっても、それは選挙制度審議会の向こうさんのことですよ。それはわかりませんよ。相ならぬということは断定できませんか。今までの選挙制度調査会の中には、いわゆる学識経験者と政府も認め、社会からも認められておる人も相当おりますから、あの諸君をもしたくさん入れば、現に小選挙区制の答申をしておるのですから、私は、相ならぬなんてのんきなことは言っておれないと思うのです。さつき私が言ったように、人口と議員のアンバランスは、区制の問題と切り離して、そのアンバランスの答申を先にやってもらいたい、区制の問題についてはあとで御検討願う、

こういうふう
 に明確にしてやれば、こ
 れは別ですよ。明確に
 してやらなければ、多
 数の小選挙区論者を含
 んでおれば、相当多数
 の選挙区をいじるの
 だか

ら、この際一べんに小選挙区——この前作った原案もあることだし、あれに人口の移動による手直しを加えて出せば、その方が簡単だから——これは簡単ですよ。そういうことになる可能性が非常にあるのです。そうしますと、相ならぬと思いますじゃなくて、相なった場合に、尊重しなければならぬという法文との関係はどうなるか。ほかの問題は尊重しなければならぬ、それは文字通り私はけっこうだと思ふのです。今大臣が、相ならぬと思つていことが出てきた場合に、やはり尊重しなければならぬという趣旨でほかの問題と同じようになさるつもりであるかどうか。これは大へんな問題だから、答申はあつたけれども、与党、野党十分に話し合いをしましやう、話し合ひで、話し合ひ政治の精神

い、与覚、野覚で十分話し合いをするというお考えがあるのかどうか。そこまで聞いておかぬと、これは安心できませんよ。

○安井邦務大臣　むろんこういう回答が出るに際しましては、十分政府も、あらかじめそのときの政治情勢なり各般の御意向も審議会へ反映をいたしまして、その万全を期してやるつもりでございますから、拙速的に、さあこれをやれというふうなことが一方のほんに出てしまおうというような御懸念は、万あるまいと思いますが、それにつきましても、また出ました場合、原則はむろん尊重するということに変わりはございませんが、ものの扱いといたしましては、いろいろな方法もあらうと存じますので、これは非常識にならないように、そうして国会自体が常に話し合いの場であるというふうに考えておる精神を十分生かした措置をとりたいと思っております。

○島上委員　そのときの政治情勢なり

何なりを考へて、政府の意見を十分反映するとおっしゃいますが、その反映の仕方是一体どうして反映するのですか。私は、政府の関係者が何名か委員員として加わつて、意見を言うという反映の仕方もありましようが、それよりも一番はつきりしているのは、諮問する際に、諮問するその諮問の具体的項目の中に、はつきりと表現するということですだと思ふのです。さつきから何回何回も繰り返しておるうちに、諮問の際にはつきり表現しなければ、政府関係者が何名か、二名か三名か委員に加わつておつて、その委員を通じて政府の意見を反映しましたが、他の委員の多数が小選挙区にすべしという意見だつた

ら、多数でまぎってしまふ。それから、国会は話し合いの場だからとおっしゃいますけれども、法律を出してしまつて、小選挙区なら小選挙区という

法案を出して、話し合いはこの審議の過程で話し合いしましょう、こういう場合が非常に多いのです。ところが、法案を出してしまうと、政府は体面にかけても通したいと思うし、これは当然です。与党も通したいと思うし、そこでは話し合いの余地は非常に狭められてしまうのです。小選挙区制というものの答申があつた場合に、そのままこれを法案として出すか出さぬかというその時点において、野党、与党話し合いをするというのならまだ幾らかわかりますよ。その話し合いをするとかうのは、法律を出して審議の過程で話し合いをするという意味なのか、小選挙区の場合に限つては、法律を出す前に十分に話し合いをする、こういう意味なのか、その点をお伺いいたします。

○安井内務大臣 この答申を求めるに際しましては、内外の諸情勢、政治情勢等については、十分な反映をその審議会にしていきたいと思ひますし、また、議院からも特別委員の形で、あるいは各党派からもそれぞれ出席をしていただくような仕組みもできておるわけでありまして、そういった扱いににつきましては、どの段階でどうするということ、今ここで一つ一つの具体的に申し上げるのはどうかと存じます。が、今、島上委員の御質問のような精神につきましては、十分にこれは尊重できる仕組みになっておると思ひますので、軽率な判断によつて軽率な結論を出して、それで一方的に押しまくるに

にやっているとします。

○島上委員 私がこれほどはつきり聞いておるのに、答弁がどうもあいまいい

て、また納得できないのです。同じことを繰り返すことになるので、もう質問しませんが、納得ができません。それで一べん総理大臣に、この点はっきり聞きたいものです。これは大へん重大な問題なのです。その点をはっきりしない、と、多分小選挙区になって出てこないだろう、そういうこととでこの法律の審議はできませんよ、出てくる可能性も十分にあるのですから。出すこともできるのですから。そうしてそれを尊重しなければならぬのです。政府の腹もぎまらぬ、与党、野党の話し合いも全然しないときに、土俵を大きく変えるような答申が出てきて尊重しなければならぬ、という法律に拘束されるようになったら、これは大問題ですよ。私は、小選挙区制に関する限りは、与党、野党の話し

合いをして、政府の腹もきまったらところで諮問するんだ、こうはつきり答弁してもらうまでは納得できない。安心できない。その不安をぬぐい去ることができないですよ。そうでしょう。多分出ないだろうと思うたって、小選挙区論者がたくさんおるんですから。小選挙区の論議があることは、私は知っておりますよ、認めますよ。しかし、また同時に、そうでない意見もあるんですから。しかも、これは議会制度の根本に関係する問題だし、与党、野党のそれぞれの党の運命にかかわる問題でもあるんですよ。それだけに、この問題に関する限りは、与党、野党で十分話し合いをしてなければ

略率に諮問できない問題である、また、答申が出てきても、そのまま尊重しなければならぬという法文によって機械的に扱うべき問題ではない、こう考えているわけなんです。どうでしょう、大臣、はつきり御答弁してもらえませんか。

○安井国務大臣 私、先ほどから、今のような島上委員の御趣旨を全面的に肯定しておるつもりで御答弁しておるわけなんです。ただ、具体的にどうするかというのを個別的に言われましても、これはちょっと、今あらかじめ、これはこうだ、あれはこうだと御答弁申し上げることは無理だ、というところで、今言われておりますような御趣旨につきましては、先ほど来全面的に肯定しておるつもりでございます。

○島上委員 これはもちろん言うまでもないことですが、その安井大臣の御答弁は、池田総理大臣も同様であるかと私も受け取りますが、よろしいですか。

○安井国務大臣 これは同じことであると存じます。

○島上委員 この問題に関する質問はこれで一応ピリオドを打ちますが、そのうだとすると、この法文の一号から四号までの並べ方についても、多少研究する余地があると思うのです。こういう並べ方ではないに、もう少し制度の根本に関する法文の書き方は研究する余地があると思いますが、私も、もう少し、この法案に賛成するか反対するかと関連して、研究したいと思っております。

私のきょうの質問は、一応これで終わります。

○竹山委員長 坂本委員長。

○坂本委員 時間がありませんが、法務省の刑事局長にお伺いしたいのです。それは、昨年の十一月の総選挙の三カ月後現在の選挙違反については、先ほど警察庁の方から承ったのです。三万二千七百六十八名、一万七千件で、買収、利害誘導、自由妨害、戸別訪問、文書図画その他。そこで、その数字はおわかりだろうかと思えますから申し上げませんが、警察庁の方でこの選挙違反について現在起訴されている状態について、承っておきたい。

○竹内政府委員 御質問の数字でございますが、警察庁の数字と、法務省で警察庁において集計しております数字との間に若干の違いはございますが、数においてはそう大きな開きはないのであります。そこで、総受理人員の中で、起訴をいたしました者が一万四千四百二十三人、不起訴になりました者が二万三千人、これは二月二十八日現在の状況でございます。なお、未処理になっております者が二千四百四十五名でございます。その後、未済事件の捜査も進みまして、若干の処理が進んでおるはずでございますが、こまかい数字は今わかりません。

○坂本委員 そこで、ただいま警察庁の方からの御答弁によりまして、四月二十日現在で、逃亡者が二十九名全国指名手配の状態だということでした。警察庁の方では、この二十九名の逃亡者については、まだ少しございしますが、時効その他の点もあるのです。が、どういような処置をしておられますか。

○竹内政府委員 逃亡者の数につきましては、警察庁の御答弁の二十九名という数字は、全国指名手配の数字だと思えますが、なお、全国指名手配になっておられない者で、若干名の逃亡者があると思込まれております。それらの方にきましては、鋭意所在の追及を警察並びに警察庁、両方で相協力いたしまして、厳重な追及をいたしておる状況でございます。もちろん、時効の関係等もございしますが、いずれもまだ時効にはほど遠いのでございまして、できるだけ捜査をいたしまして所在の発見に努め、処理をいたしたい所存でございます。

○坂本委員 逃亡者の問題については、刑事訴訟法上、起訴状の謄本が送達にならなければ、二カ月を経過すると公訴棄却になるので、そういうような関係もありますから、この点について、さらに次の機会に、また内容その他について承りたいと思っております。

○竹内政府委員 御質問の数字でございますが、後刻警察庁と十分協議いたしまして、できるだけ御要望に沿いたいと思っておりますが、ただ、非常に詳細な御要求になっておりました。現在、逃亡者はもちろん捜査中の者でございまして、また、関係事件が、あるいは公判が開かれるまでに至っていない状況のものも多数あるように考えるのでございます。それらの点につきまして、できるだけ御要望に沿うようにはいたしますが、全部御要望に沿うことはあるいは困難ではないかと考えられますので、あらかじめ御了承を願いたいと思っております。

○坂本委員 ただいま刑事局長のお話の通りでけっこうですが、しかしながら、あまりそういうふうには、まだ公判前だとか、あるいは捜査中だとかいうので、肝心なところを資料に書いてない、これは何にもなりませんから、やむを得ない点はあると思えますが、しかし、そういう点も、実にやむを得ないごく少数にしたいだけよう資料をお願いして、質問を終わります。

○竹山委員長 本日はこの程度とし、明日午後一時より理事会、一時三十分より委員会を開会いたします。本日は、これにて散会いたします。午後零時四十二分散会

○竹内政府委員

○竹内政府委員

○竹内政府委員

○竹内政府委員

○竹内政府委員

より委員会を開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。午後零時四十二分散会

公職選挙法改正に関する調査特別委員会 議事録第三号 中 正誤

一 安井政府委員 安井国務大臣

二 安井政府委員 安井国務大臣

昭和三十六年四月二十五日印刷

昭和三十六年四月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局